

密集住宅市街地における火災に係る応援要請の迅速化

総務省消防庁

受援計画等の取組①

具体的な事象を基に応援要請基準を具体化している事例

➤ 起こりうる具体的な事象に対し、各消防本部の消防力を勘案してあらかじめ応援要請基準を定めているため、災害時、判断に迷うことなく応援要請をすることができる。

横手市消防本部

木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性が高い指定地域における火災時には、**火災の推移や状況に応じて段階的な応援要請**(民間事業者、県内応援隊、緊急消防援助隊)を行うよう定めている。

「大規模火災時における火災防ぎょ計画(警防計画)」抜粋

● 第1段階

消防機関のみで防火水槽及び簡易水槽等への充水が困難と判断した場合は「災害時における消防用水の確保に関する協定書」に基づき**コンクリートミキサー車等**を活用し継続的な消火活動を実施する。

● 第2段階

指定地域において**概ね10棟以上の延焼拡大危険**があると判断した場合は**秋田県広域消防相互応援協定**に基づく**応援要請**を考慮する。

● 第3段階

遠距離大量送水システム(スーパーポンパー)、屈折高所放水車等、特殊車両が有効と判断される場合は**緊急消防援助隊の応援要請**を考慮する。

糸魚川市消防本部

火災発生時には、**延焼棟数、気象情報**から県外を含む隣接消防本部(上越地域消防局、新川地域消防組合消防本部、北アルプス広域消防本部)に対して**応援要請**を行うよう定めている。

区分	勤務者	広 報		応 援 要 請 (隣接消防本部 及び関係機関)
		警戒(周知)広報	避難広報	
火 災	・ 覚知時出動	・ 覚知時	・ 延焼拡大危険時	・ 5棟延焼時
強風時火災	・ 覚知時出動	・ 覚知時	・ 延焼拡大危険時	・ 強風注意報、乾燥注意報発令時で平均風速10m/秒以上

「消防相互応援協定に基づく応援要請基準」抜粋

1 応援出動要請基準

(1) 糸魚川市内全域への出動要請

① 火災出動

- ・ 糸魚川市内で火災が発生し、**5棟以上延焼**している場合。
- ・ 糸魚川市に**強風注意報、乾燥注意報**以上が発令され、**平均風速10m/秒以上**の状況下で火災が発生した場合。

大垣消防組合

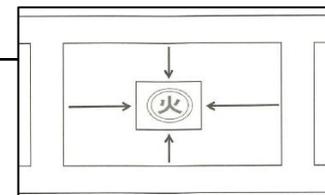
消火活動時、延焼区域に対して**包囲隊形**が取れるかどうか、**飛火による延焼**があるかどうかを判断基準として県消防相互応援隊に**応援要請**を行うよう定めている。

「大垣消防組合受援計画」抜粋

応援要請基準

3 火災出動

- (1) 大垣消防組合警防業務規程に定める第3次出動以降の増隊が必要となるもの
- (2) 大垣消防組合警防出動計画に定める指定地域建物火災において、延焼が進み、**包囲隊形がとれない**もの又は**飛火による延焼**を現認したもの
- (3) 上記(2)以外の地域において、建物への延焼が10棟に拡大し、警防業務規程に定める**第3次出動以降の増隊後も包囲隊形がとれない**もの



▶ 別の災害に備えて管内全域で最低限待機しておくべき車両数を明確にし、基準としているため、大規模災害等により基準を下回った場合に判断に迷うことなく応援要請をすることができる。

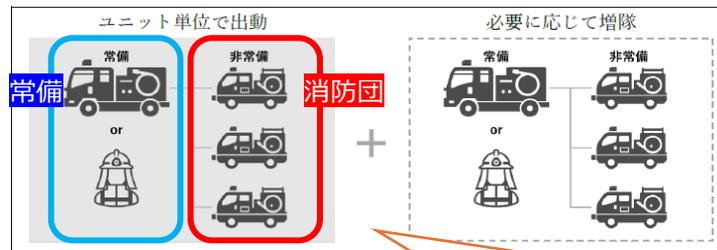
長崎市消防局

「緊急消防援助隊等の応援要請の目安」抜粋

1 適用条件

- (1) 人命の救助又は救護を要請する 119 番通報を多数入電したとき又は通報の不应需状態が 30 分以上継続する見込みのとき
- (2) 次に掲げる状況及び被害により人命危険が発生し、又は発生が見込まれるとき

区分	状況及び被害
警防体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出動可能な消防隊（高島、池島除く）が 6 隊以下 ・ 「長崎市消防局災害対応マニュアル」におけるフェイズⅡに移行 ・ 本市が「緊急安全確保」を発令



「長崎市消防隊特例出動計画」

大規模災害等発生に伴い消防力が劣勢となっているときに、更に別の災害が同時に発生した場合でも、有効な災害対応・部隊活動ができるよう、特例出動計画として消防団との協力体制を整備している。4隊（常備消防隊1隊又は人員、消防団3隊）を1ユニットとして構成し、特例出動を行う。

いわき市消防本部

「いわき市消防本部緊急消防援助隊受援計画」抜粋

第2章 応援等の要請

（応援等要請の基準）

第3 指揮者は、次の各号の一に該当する場合、又は災害により次の各項に該当する被害等が発生した場合においては、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

- (1) **消防隊、救助隊、救急隊のそれぞれにおいて、稼働率が4割を超えた場合**
- (2) 救助隊が3隊以上する重大事案が3件以上発生した場合
- (3) **「いわき市消防隊等出動規程」に規定する出動体制が維持できなくなった場合**
- (4) 119 番入電件数が、1時間に1日平均入電件数の 50 件を超えた場合

2 地震及び津波

第3各号に準じる

3 風水害

- (1) 気象警報等の発表や、市内各地で避難指示等が発令され、今後さらに被害が拡大する恐れがある場合
- (2) 市内の道路が浸水等により、応援隊の到着が困難になると予測される場合

4 火災

- (1) 5件以上の火災が同時に発生している場合
- (2) 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合、又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合
- (3) 消防隊が地上から進出困難又は無限水利等の継続的な取水が困難な山間部において、林野火災が発生し、急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見込まれる場合、又は市街地への延焼が見込まれる場合

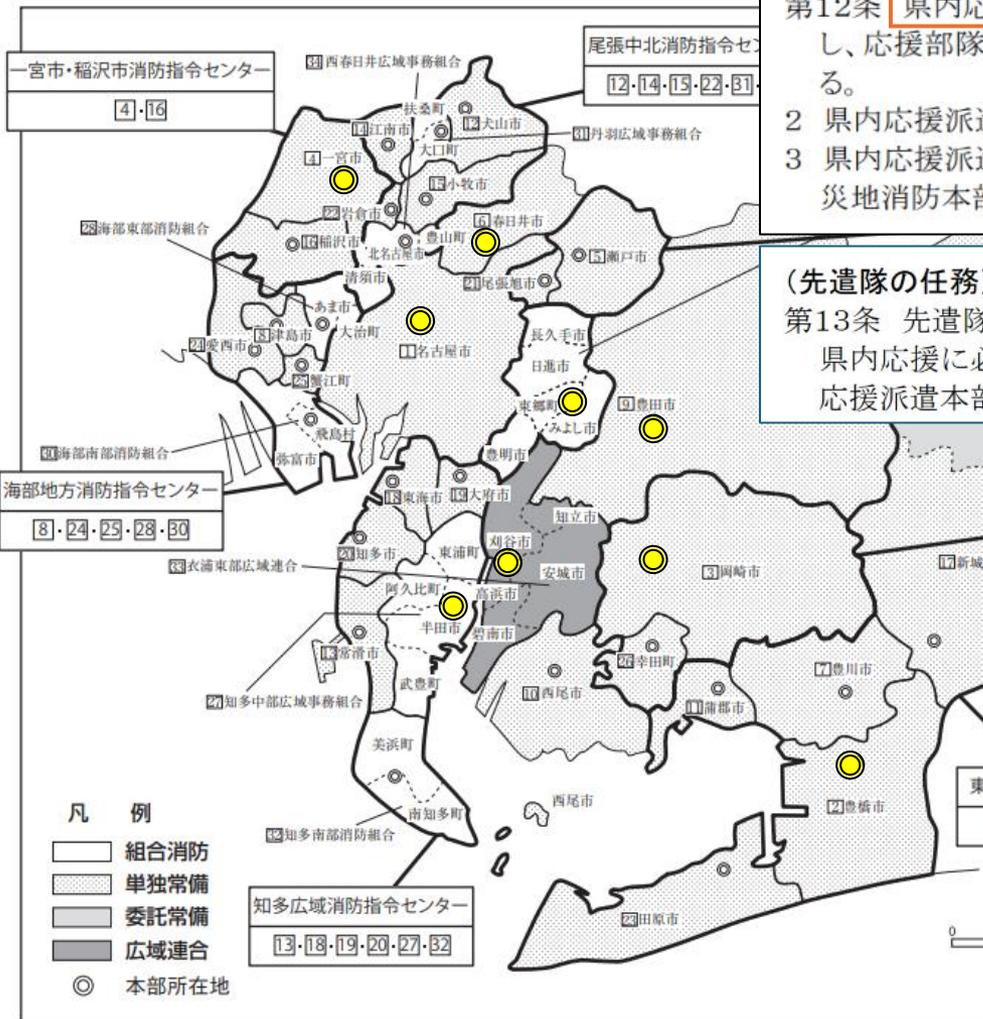
5 上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

- ① 消防力による判断
他にも、
- ② 119番入電件数による判断
- ③ 具体的事象による判断
等、様々な側面から応援要請を判断するよう規定している。

▶ 応援要請を待たずに先行的な調査を含め出動できる先遣出動体制について、対応する消防機関を代表消防機関以外にも多く定めているため、被災地の応援要請判断の補助や県内応援部隊の早期の出動に繋げることができる。

愛知県

「愛知県消防広域応援基本計画」抜粋



(先遣隊の派遣) ※代表消防機関(名古屋市消防局)に設置

第12条 県内応援派遣本部は、県内応援が必要又は必要と予想される災害を覚知し、応援部隊規模の把握等に必要と判断した場合は、被災地に先遣隊を派遣する。
 2 県内応援派遣本部は、電話により該当消防本部に先遣隊の派遣を要請する。
 3 県内応援派遣本部は、災害の発生状況から判断して、先遣隊が出動する場所(被災地消防本部の指揮本部又は災害現場等)を指示する。

(先遣隊の任務)

第13条 先遣隊は、早期に被災地に出動し、災害実態の把握及び情報収集を行い、県内応援に必要な部隊規模及び緊急消防援助隊の派遣の必要性を把握し、県内応援派遣本部に電話等により報告する。

(先遣隊登録消防機関) ※県内各地、合計9本部を登録

第15条 先遣隊登録消防機関については次のとおりとする。

	消防本部
先遣隊登録消防機関	名古屋市消防局
	豊田市消防本部
	豊橋市消防本部
	岡崎市消防本部
	一宮市消防本部
	春日井市消防本部
	知多中部広域事務組合消防本部
	尾三消防本部
	衣浦東部広域連合消防局

府下広域応援出場隊について、ブロック毎に即応隊、3時間隊、5時間隊と3つの出勤区分を設け、あらかじめ出勤までの時間と部隊規模を明確にしているため、被災地が災害の推移と照らして応援の規模をイメージしやすい。

大阪府

「府下広域災害応援マニュアル」抜粋

別表3の用途を選択すること 作成消防本部 (○) 消防本部

出場隊編成一覧表(府下広域応援)

ブロック別 本部名	隊名 応援体制	指揮 支援隊	消火小隊 80隊			化学小隊 15隊			救助小隊 19隊・津波・風水			救急小隊 42隊			後方支援小隊 29隊	通信 支援小隊	
			即応隊 28隊	3時間隊 22隊	5時間隊 15隊	即応隊	即応隊 15隊・津波・風水	5時間隊 4隊	即応隊 23隊	3時間隊 10隊	5時間隊 9隊						
代表 大阪	大阪①																
	大阪②																
	大阪③																
	大阪④																
北 ブ ロ ッ ク	高槻	府 高槻	高槻①	高槻②(車①)		府 高槻(車①)	高槻	高槻①	府 高槻②	高槻②	府 高槻③	高槻③	府 高槻④	高槻④	府 高槻⑤	高槻⑤	
	豊中	府 豊中	豊中①	豊中②	豊中③	府 豊中	豊中	豊中①	豊中②	豊中③	府 豊中④	豊中④	豊中⑤	府 豊中⑥	豊中⑥	府 豊中⑦	豊中⑦
	吹田	府 吹田	吹田①	吹田②		府 吹田	吹田	吹田①	吹田②	吹田③	府 吹田④	吹田④	吹田⑤	府 吹田⑥	吹田⑥	府 吹田⑦	吹田⑦
	池田	府 池田	池田①			府 池田	池田	池田①			府 池田②	池田②		府 池田③	池田③	府 池田④	池田④
	箕面	府 箕面	箕面①(車①)			府 箕面(車①)	箕面	箕面①			府 箕面②	箕面②		府 箕面③	箕面③	府 箕面④	箕面④
	茨木	府 茨木	茨木①			府 茨木	茨木	茨木①			府 茨木②	茨木②		府 茨木③	茨木③	府 茨木④	茨木④
	摂津	府 摂津	摂津①			府 摂津	摂津	摂津①			府 摂津②	摂津②		府 摂津③	摂津③	府 摂津④	摂津④
東 ブ ロ ッ ク	枚原	府 枚原	枚原①	枚原②	枚原③	府 枚原(車①)	枚原	枚原①	枚原②	枚原③	府 枚原④	枚原④	枚原⑤	府 枚原⑥	枚原⑥	府 枚原⑦	枚原⑦
	東大阪	府 東大阪	東大阪①	東大阪②	東大阪③	府 東大阪(車①)	東大阪	東大阪①	東大阪②	東大阪③	府 東大阪④	東大阪④	東大阪⑤	府 東大阪⑥	東大阪⑥	府 東大阪⑦	東大阪⑦
	守門	府 守門	守門①	守門②	守門③	府 守門(車①)	守門	守門①	守門②	守門③	府 守門④	守門④	守門⑤	府 守門⑥	守門⑥	府 守門⑦	守門⑦

【出場隊編成一覧表(府下広域応援)】

- 即応隊(府指揮支援隊含む)
応援要請があれば直ちに出場できる小隊
- 3時間隊及び5時間隊
応援要請があれば3時間後、5時間後に
出場できる小隊

大阪府では、その他以下の項目についても網羅的に規定

【系魚川市大規模火災を踏まえた都道府県における応援協定等の見直しの方針】

- ・ 多数の消防本部に応援要請を行う必要がある場合の県や代表消防本部等による応援要請の代行
- ・ 県内応援に関する指揮を統制及び受援側の消防本部の指揮を支援する指揮支援隊の出動

【その他広域応援体制の強化に有効な取組】

- ・ 県内応援隊の調整を行う本部の立ち上げ
- ・ 県庁や消防本部間のリエゾン派遣
- ・ 定期的な被害状況、対応状況等の報告体制
- ・ 応援要請の前段階における先遣出動



別表4

密集住宅市街地における火災に係る応援要請基準に関する消防庁の通知

糸魚川市大規模火災を踏まえた消防広域応援体制の強化について (平成29年7月31日付消防広第266号)

第2 応援体制の強化

1 木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域を有する小規模消防本部における取組

(1) 木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域を有する小規模消防本部においては、必要に応じて、次の方策について検討の上、今年度内を目標に応援体制の見直しを行うこと。

ア 火災発生時に消火活動に集中し、応援の要請に時間を要するおそれがあると考えられる小規模消防本部については、木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域において火災が発生した場合には、速やかに都道府県又は代表消防本部、地区代表消防本部若しくは隣接消防本部（以下「代表消防本部等」という。）に電話、ファックス又はメール等により連絡し、火災の状況を共有する体制を構築するとともに、火災の連絡を受けた代表消防本部等が応援要請を待たずに先行的な調査を含め出動できるよう応援協定等の見直しを行うこと。

イ 木造の建築物が多い地域など大規模な火災につながる危険性の高い地域において火災が発生し、あらかじめ策定した出動計画に基づき、最大限の消防力を投入する際には、原則として、同時に他の消防本部への応援要請を行うことを警防計画等において定めておくこと。

ウ 都道府県境にある小規模消防本部については、他の都道府県内の隣接消防本部はもとより、隣接以外の消防本部から応援を受けることが応援の部隊規模や迅速性の観点から有効な場合もあることから、必要に応じて、応援協定を締結しておくこと。

2 道府県等における取組

(1) 多数の消防本部に応援要請を行う必要がある場合は、応援要請の連絡を受けた道府県又は代表消防本部等が、応援調整を行う体制を構築し、必要に応じて他の消防本部への応援要請を代行すること。

(2) 多数の応援隊が出動する場合を想定し、県内応援に関する指揮を統制及び受援側の消防本部の指揮を支援する指揮支援隊を設置し、必要な場合には出動させること。

3 消防本部における取組

(1) 受援に際しては、応援隊も含めた指揮体制や通信連絡体制などの活動調整の方法について決めておくこと。

(2) 応援に際しては、要請を受けた場合に迅速に出動できるようあらかじめ出動する隊を決めておくこと。

(3) 応援に際しては、予備車の活用や消防団員の参集体制などにより、応援した際に管内に必要な消防力を維持するための方策を決めておくこと。

緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画について (令和元年10月28日付消防広第151号)

別添2 消防本部の受援計画作成例

〇〇消防本部受援計画

第2章 応援等の要請

(応援等要請の基準)

第3 指揮者は、災害により次に掲げる被害等が発生した場合、消防の応援等の必要性について判断するものとする。

(3) 火災

ア 〇件以上の火災が同時に発生している場合

イ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

ウ 消防隊が地上から進出困難な山間部において林野火災が発生した場合及び林野火災が発生し、急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見込まれる場合又は市街地への延焼が見込まれる場合

別添3 応援等要請の基準に係る説明

大規模な火災出動に伴い、他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合も想定しておく必要がある。

糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について (平成29年7月31日付消防消第193号)

別記2 火災防ぎょ計画（警防計画）の策定

第1 計画の策定要領

4 応援要請

(1) 必要な車両、資機材等の応援要請について検討し、計画しておくこと。

(2) 速やかな応援要請について、「糸魚川市大規模火災を踏まえた消防広域応援体制の強化について」（平成29年7月31日付け消防広第266号）に基づき検討し、計画しておくこと。

密集住宅市街地における火災に係る応援要請に関する取組方針（案）

① 応援要請基準について

密集住宅市街地における火災が発生した際、応援要請を迅速に判断できるよう、それぞれの消防本部の実情を踏まえて**要請基準の具体的な内容を検討し、明確化しておくことが必要**である。

更に、**一定規模以上の消防本部においては、管内で最低限待機しておくべき消防隊数を元にした要請基準も定めておくことが必要**である。

各消防本部が作成する密集住宅市街地等の火災防ぎょ計画に以下のような具体的な応援要請基準を明記するよう策定要領を作成してはどうか。（受援計画については同じ内容を明記するか、火災防ぎょ計画を参照する）

- ・強風注意報(案)の発表下において、密集住宅市街地で火災が発生した場合
- ・〇棟以上延焼している場合
- ・運用可能な消防隊が〇隊以下となった場合
- ・その他、十分な対応が困難と見込まれる場合 等

② 都道府県内消防相互応援協定について

応援要請を迅速に判断できるよう、被災地以外の消防本部が**応援要請を待たずに先行的な調査を含め出動できる体制を整備しておくことが必要**である。その際、早期に被災地に出動できるよう、代表消防本部に限らず、**地域毎に出動できる本部を定めておくことが重要**である。

また、県内応援隊を要請した場合の応援規模を事前に共有しておくことも有効である。

先遣出動体制、応援規模の共有等優良事例の水平展開を図り、都道府県内消防相互応援協定の見直しを促してはどうか。